

○国立大学法人埼玉大学「独立行政法人日本学生支援機構 大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考規則

〔平成16年11月25日
規則第180号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成27. 2. 19 26規則65
平成28. 2. 18 27規則57 平成30. 12. 13 30規則11
令和5. 3. 16 4規則58

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規則(以下「規則」という。)第3条第1号に基づく埼玉大学(以下「本学」という。)における独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金(以下「第一種奨学金」という。)の返還免除候補者(以下「返還免除候補者」という。)の選考(第一種奨学金の返還免除内定候補者(以下「返還免除内定候補者」という。)の選考を含む。)の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(返還免除候補者等の対象)

第2条 返還免除候補者の対象は、本学の大学院(以下「大学院」という。)において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から第一種奨学金の返還免除の内定を受けている者のうち、貸与期間が終了するもの
- (2) 貸与期間が終了することになる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたもの

2 返還免除内定候補者の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学院博士前期課程又は専門職学位課程に入学したとき第一種奨学金の貸与を受けようとする者
- (2) 大学院博士後期課程において第一種奨学金の貸与を受けている学生
(学長への申請)

第3条 第一種奨学金の返還免除(返還免除の内定を含む。)を受けようとする者(以下「返還免除を受けようとする者」という。)は、所定の期日までに機構で定める書類を学長に提出するものとする。

(返還免除候補者の選考)

第4条 返還免除候補者の選考は、返還免除を受けようとする者の申請に基づき、国立大学法人埼玉大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)の議を経て学長が行う。

2 委員会は、規則第3条の調査審議を行う際は、返還免除を受けようとする者の

専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。

(業績の種類及び機構が定める評価基準)

第5条 委員会は、規則第3条の調査審議において第2条第1項に規定する返還免除候補者として推薦すべき者の業績を評価する際は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。）第36条各号に掲げる専攻分野に関する業績について、機構が独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程（平成16年規程第16号）第47条第4項に定める次表の評価基準に基づき、別に定める本学の評価項目により、総合的に評価して行うものとする。

業績の種類	機構が定める評価基準
省令第36条第1号に定める 「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
省令第36条第2号に定める 「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第36条第4号に定める 「著書、データベースその他の著作物（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
省令第36条第5号に定める 「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
省令第36条第6号に定める 「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
省令第36条第7号に定める 「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第8号に定める	教育研究活動の成果として、専攻分野に

「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第9号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第10号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること
省令第36条第11号に定める「その他機構が定める業績」	当該大学院において、業務方法書第16条第1項又は第19条第2項の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了すること（修業年限内で課程を修了できないことが、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由によるものと認められるときは、修業年限内で課程を修了したものとみなす。）。ただし、修業年限の終期より前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること

2 委員会が第2条第2項に規定する返還免除内定候補者として推薦すべき者を選考する際は、選考に係る学生が、貸与期間終了までの間に前項の表左欄に掲げる業績等について、同表右欄に定める基準（同表左欄中、省令第36条第11号に定める「その他機構が定める業績」に対応する評価基準においては、ただし書を除く。）に基づき、別に定める本学の評価項目により、十分な成果を挙げる見込みがある者を対象とし、第1号については各課程での入試結果等を、第2号については博士後期課程の入試結果、博士前期課程の成績等を総合的に評価して行うものとする。

（機構への推薦）

第6条 学長は、機構に返還免除候補者として推薦するときは、委員会の議を経て返還免除候補者に順位を付し、機構で別に定める提出書類を添付して推薦するものとする。

2 学長は、機構に返還免除内定候補者として推薦するときは、委員会の議を経て、機構が指示する方法により推薦するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、返還免除候補者の選考に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月25日から施行し、平成16年度以降、第一種奨学生として採用された者から適用する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成27. 2. 19 26規則65)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 2. 18 27規則57)

この規則は、平成28年2月18日から施行する。

附 則 (平成30. 12. 13 30規則11)

この規則は、平成30年12月13日から施行する。

附 則 (令和5. 3. 16 4規則58)

この規則は、令和5年3月16日から施行する。